

## 関係省庁が所管する政策分野における 新技術等実証制度の活用について

- 1 新技術等実証の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（平成30年6月15日閣議決定） 第四3.（1）イ においては、『関係府省庁等は、その所管分野において新しい技術又は手法の社会実装に係る施策を実施するに当たっては、新技術等実証の促進も有力な政策手段としてその活用を検討する。』とされている。
- 2 今般の実証は、上記の方針を踏まえて、国土交通省が所管する政策分野において、新技術等実証制度（規制のサンドボックス制度）が活用されるもの。
- 3 具体的には、国土交通省が社会実験のために作成した「賃貸取引における重要事項説明書等の電磁的方法による交付に係る社会実験のためのガイドライン」に基づいて新技術等実証を行うこととし、本件実証を新技術等実証制度の下で行うこと及び新技術等実証計画の認定申請書案を示して、本件実証に参加する事業者を実証計画の申請者として、国土交通省において一括して募集し、受理したもの。